

海老名市障がい者地域生活支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)が障がいの重度化・高齢化や親亡き後に備え、障がい者等の地域生活を支援するための体制の整備を目的とする海老名市地域生活支援拠点事業(以下「拠点事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域生活支援拠点」とは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日障障発第0707号第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部福祉課長通知)において示された「地域生活支援拠点等」のうち、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型をいう。

2 この要綱において「緊急事態」とは、介護者の疾病、事故、死亡等により介護を受けることができず、居宅での生活が一時的に困難となり緊急的に保護が必要な状態をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、海老名市とする。

(事業の内容等)

第4条 地域生活支援拠点は、次の各号のいずれかの事業を実施するものとする。

- (1) 緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握及び登録の上、緊急事態に備えた連絡体制の確保及び必要な相談支援を行う事業
- (2) 短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制の確保、医療機関等への連絡その他必要な対応を行う事業
- (3) 障害者支援施設等からの地域移行又は親元等からの自立に係る共同生活援助事業所等での宿泊体験若しくは一般就労を目指す障がい者等に就労体験の機会又は場の提供に関する事業
- (4) 行動障害を有する障がい者、医療的ケアが必要な障がい者等多様化するニーズに対して専門的な対応のできる体制確保及び専門的な人材の育成を行う事業
- (5) 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う事業
- (6) その他障がい者等の地域生活を支援するための事業

2 市長は、前項に掲げる事業について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第89条の3第1項に規定する協議会において年に1回以上運用状況を検証するとと

もに、障がい者等及びその家族等のニーズ並びに地域課題に照らし、必要な機能の整備に関する検討を行い、内容の充実を図るものとする。

(対象者)

第5条 事業の対象者は、本市において在宅で生活する者又は在宅で生活しようとする障がい者等とする。

(事業者の登録)

第6条 市長は、次に掲げる障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）を海老名市障がい者地域生活支援拠点等登録事業者として登録することができる。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- (2) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者
- (3) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- (4) 法第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センター
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者
- (6) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者
- (7) その他障がい者等に対するサービスの提供を業とする者
(登録の届出等)

第7条 事業を実施しようとする事業者は、海老名市障がい者地域生活支援拠点事業者登録届出書（第1号様式）（以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 事業を実施しようとする事業者のうち、指定障害福祉サービス等に係る報酬について、次に掲げる基準に基づき地域生活支援拠点に係る加算を算定しようとする事業者は、届出書のほか、地域生活支援拠点の機能を担う旨を規定した運営規程を市長に提出しなければならない。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
- (4) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する

る基準（平成24年厚生労働省告示第126号）

（変更の届出）

第8条 登録事業者は、前条の規定により提出した書類について変更があるときは、海老名市障がい者地域生活支援拠点事業者登録変更届出書（第2号様式）に当該変更した内容が分かる書類を添えて市長に届け出なければならない。

（廃止等の届出）

第9条 登録事業者は、事業を廃止若しくは休止又は再開するときは、海老名市障がい者地域生活支援拠点登録事業者廃止・休止・再開届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録）

第10条 市長は、第7条から前条までの規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を海老名市障がい者地域生活支援拠点事業者登録名簿に記載しなければならない。

（順守事項）

第11条 登録事業者は、障がい者等又はその介護者の意思及び人格を尊重して、常にその立場に立った支援に努めなければならない。

- 2 登録事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。
- 3 登録事業者は、事業の実施に当たっては、障がい者等及びその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。
- 4 この事業に従事する者又は従事した者は、正当な理由なく職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

海老名市障がい者地域生活支援拠点事業者登録届出書

年 月 日

海老名市長 殿

所在地

届出者 法人名

代表者名

地域生活支援拠点事業者登録を受けたいので、海老名市障がい者地域生活支援拠点事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業所等情報

地域生活支援拠点となる事業所又は施設	名称	フガナ			
	所在地	(〒 -)			
	事業種別		事業所番号		
	連絡先	電話番号		FAX番号	
メールアドレス					

2 拠点事業として担う事業

事業内容	<input type="checkbox"/> (1) 相談 <input type="checkbox"/> (2) 緊急時の受け入れ <input type="checkbox"/> (3) 体験の機会・場の提供 <input type="checkbox"/> (4) 専門的人材の確保・育成 <input type="checkbox"/> (5) 地域の体制づくり
開始予定年月日	年 月 日

3 添付書類

書類の種類	<input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> その他 ()
-------	---

(注) 指定障害福祉サービス等に係る報酬について、地域生活支援拠点に係る加算を算定しようとする事業者は、地域生活支援拠点の機能を担う旨を規定した運営規程を提出してください。

第2号様式（第8条関係）

海老名市障がい者地域生活支援拠点事業者登録変更届出書

年 月 日

海老名市長 殿

所在地

届出者 法人名

代表者名

地域生活支援拠点事業者登録の変更を受けたいので、海老名市障がい者地域生活支援拠点事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業所等情報

事業所（施設）名			
所在地	（〒 — ）		
事業種別		事業所番号	
連絡先	電話番号		FAX番号
	メールアドレス		

2 変更に係る事項

変更事項	変更前	変更後	変更日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

（注） 運営規程を変更した事業者は、変更後の運営規程を添付してください。

第3号様式（第9条関係）

海老名市障がい者地域生活支援拠点事業者登録

（ 廃止 ・ 休止 ・ 再開 ）届出書

年 月 日

海老名市長 殿

所在地

届出者 法人名

代表者名

海老名市障がい者地域生活支援拠点事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所（施設）名			
所在地	（〒 — ）		
事業種別		事業所番号	
連絡先	電話番号		FAX番号
	メールアドレス		
届出の種類	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 再開		
上記事項の 予定年月日	年 月 日		
休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		

（注） 事業の休止を届け出る事業者は、事業の再開時に再度届け出てください。